

平成23年度経済産業省関連一次補正予算 資料集

1. 中小企業等対策
.....P2
2. 石油・ガス・LPガスなどエネルギー供給施設の復旧等を支援
.....P15
3. 電力需給ギャップ(特に夏場)を解決する(関東・東北圏内)
.....P22
4. 原発事故に対する早期対応
.....P26
5. インフラ復旧支援
.....P34

3. 電力需給ギャップ(特に夏場)を解決する(関東・東北圏内)

自家発電設備導入促進事業

平成23年度一次補正予算額 **99.9億円**

資源エネルギー庁 電力基盤整備課

03-3501-1749

事業の内容

事業の概要・目的

- 自家発電設備やコージェネレーションの新增設・増出力、休止・廃止設備の立ち上げを行う事業者に対して、設備導入補助や燃料費補助を行います。
- 本事業は、以下の要件のどちらかを満たす案件に対して補助を行います。
 - ①8月末までに運転をし、東京又は東北電力管内において、系統に一定時間以上、合計500kW以上の電気の供給が可能なこと。
 - ②東京又は東北電力管内において、新たな設備投資により合計500kW以上の新增設・増出力を行い、8月末までに運転をし、一定時間以上稼働すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 補助対象経費
 - (1) 設備投資費用
増出力等に要した追加的設備投資費。
 - (2) 燃料費
系統への電気の供給に要した燃料費。
- 補助対象設備
ガスタービン、ガスエンジン発電機、ディーゼル発電機、副生ガス・工業プロセス利用のタービンによる発電設備、これらを活用するコジェネ設備（熱回収設備など）等



補助（1/2又は1/3）

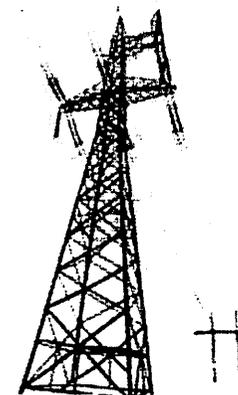
民間事業者等

委託・交付先としてのポテンシャルを有する企業・団体等

発電の用に供する自家用電気工作物設置者

事業イメージ

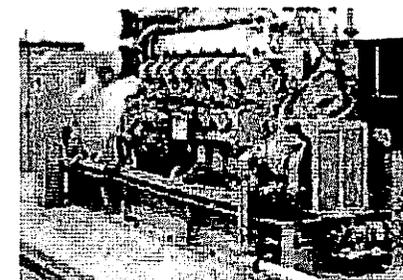
<系統への電気の供給>



<新規・増出力等のための設備投資>

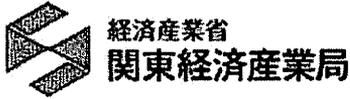


1,000KWクラス
ガスエンジン発電設備



1,000KWクラス
ディーゼルエンジン発電設備

- ・設置費用の1/2（中小企業）又は1/3（大企業）
- ・燃料費用の1/2（中小企業）又は1/3（大企業）



情報2-会計頁

平成23年度自家発電設備導入促進事業費補助金に係る公募について

平成23年度自家発電設備導入促進事業費補助金にかかる交付対象事業者を公募します。

1. 事業内容

東京電力管内において、自家発電設備（コージェネレーションを含む）の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働に対して、設備の導入補助や燃料費の補助を行うことにより電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することを目的します。

2. 公募期間

平成23年5月6日（金）～同年5月23日（月）（郵送の場合は必着）

3. 応募書類の提出先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する区域
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0381	東京電力株式会社の供給区域内

（補助制度全体にかかる問い合わせ先）
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 TEL:03-3501-2503

添付資料

[公募要領\(PDF:447KB\)](#)

本ページに関するお問い合わせは
下記まで

資源エネルギー環境部
電力事業課
TEL 048-600-0381

平成23年度

自家発電設備導入促進事業費補助金

公募要領

平成23年5月

資源エネルギー庁

1. 交付の目的

東北電力及び東京電力管内において、自家発電設備(コージェネレーションを含む)の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働に対して、設備の導入補助や燃料費の補助を行うことにより電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することを目的とする。

2. 交付の対象事業

東北電力及び東京電力管内において、電気事業法第三十八条第四項に定める自家用電気工作物のうち発電に要する設備(以下、「自家発電設備」という。)により、以下の事業を行うものであって別に定める交付要件を満たすもの。

(1) 電気事業者へ電気を供給する事業

① 既存設備の増出力する場合

平成23年8月31日までに、1事業所内に設置済の自家発電設備の増出力を行うことで、合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、東北電力又は東京電力管内の電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

② 休止・廃止設備の再稼働する場合

平成23年8月31日までに、1事業所内で休止または廃止している自家発電設備を再稼働することで、合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、東北電力又は東京電力管内の電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

③ 新規設備の稼働による電気の供給する場合

平成23年8月31日までに、1事業所内に新たに自家発電設備を設置*することで、合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、東北電力又は東京電力管内の電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

*東北、東京電力管内の他の事業所に休廃止している既存の自家発電設備を移設して発電する場合、又は東北、東京電力管外より既存の自家発電設備を移設して発電する場合も含む。

(2) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

① 自家消費の目的で自家発電設備を新設する場合

平成23年8月31日までに、自らが自家発電設備で発電した電気を自家消費する目的で、東北電力又は東京電力管内において新たに合計500kW以上の自家発電設備を設置*し、一定時間以上(交付要件に定める)稼働するもの。

*東北、東京電力管内の他の事業所に休廃止している既存の自家発電設備を移設して発電する場合、又は東北、東京電力管外より既存の自家発電設備を移設して発電する場合も含む。

② 休止・廃止設備を再稼働する場合

平成23年8月31日までに、自らが自家発電設備で発電した電気を自家消費する目的で、1事業所内で休止または廃止している自家発電設備を再稼働し、東北電力又は東京電力管内において合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)稼働するもの。

3. 交付対象事業者

上記2. の事業を行う民間事業者等(共同実施も含む)

ただし、電気事業法に定める卸電気事業、卸供給事業を行う場合を除く。

4. 補助期間

交付決定日から平成24年2月29日まで

5. 交付スキーム

国(東北経済産業局、関東経済産業局) → 民間事業者等
補助(1/2又は1/3)

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は以下の表1のとおり。

表1. 補助対象経費

事業	項目	内容
(1)電気事業者へ電気を供給する事業	燃料費	・電気事業者へ電気を供給するための発電に要した燃料費であって、別表1に定めるもの
	設備工事費(設計費、設備費、工事費)	・電気事業者へ電気を供給するために要した設備工事費(系統連系にかかる設備工事費、計器類等) ・休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費(休止設備の再稼働のための点検・整備費、修繕・改造費等) ・新規設置、増出力のために要した設備工事費(新規(追加も含む)の発電機の取得費、設置費等) ・他の事業所からの自家発電設備の移設、設置費用などの事業に必要な経費であって別表2の区分に応じた経費
(2)自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業	設備工事費(設計費、設備費、工事費)	・新規設置に要した設備工事費(新規発電設備の取得費、設置費、系統連系にかかる設備工事費等) ・他の事業所からの自家発電設備の移設、設置費等 ・休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費(休止設備の再稼働のための点検・整備費、修繕・改造費等) などの事業に必要な経費であって別表2の区分に応じた経費

※なお、発電に直接要する費用のみを対象とする。(例えば、コージェネレーションの蒸気配管等の発電

に直接関係しない設備や予備交換部品、他の設備と共有する設備にかかる費用などは対象外)

別表1. 補助対象となる燃料費

①補助対象となる発電設備	ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、コンバインドサイクル、蒸気タービン																																														
②補助対象となる燃料	①に定める発電設備の燃料となる灯油、軽油、A重油、C重油、LPG、都市ガス(天然ガス)、LNG																																														
③補助対象経費	<p>交付決定においては、補助対象経費は以下の算定による。</p> <p>補助対象経費=1kWh 当たりの燃料使用量×供給予定量×燃料単価</p> <p>なお、kWh 当たりの燃料使用量、燃料単価は以下のとおりとする。</p> <p>1. kWh 当たりの燃料使用量</p> <p>(1)ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、コンバインドサイクルについては、以下の1kWh 当たりの燃料使用量とする。</p> <table border="1" data-bbox="400 958 1313 1536"> <thead> <tr> <th></th> <th>灯油 (l/kWh)</th> <th>軽油 (l/kWh)</th> <th>A重油 (l/kWh)</th> <th>C重油 (l/kWh)</th> <th>LPG (kg/kWh)</th> <th>都市ガス (m³/kWh)</th> <th>LNG (kg/kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.24</td> <td>0.22</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン</td> <td>0.41</td> <td>0.40</td> <td>0.38</td> <td>0.35</td> <td>0.29</td> <td>0.35</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>コンバインドサイクル</td> <td>0.23</td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td>—</td> <td>0.17</td> <td>0.20</td> <td>0.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)1kWh 当たりの燃料使用量=燃料別標準熱量÷発電効率 燃料別標準熱量は総合エネルギー統計、発電効率はコジェネレーション総合マニュアル等の各メーカー仕様値から算定。</p> <p>(2)蒸気タービンについては以下の算定による。</p> <p>kWh 当たりの燃料使用量=3.6÷発電端発電効率(%LHV)÷燃料別標準熱量</p> <p>なお、 発電端発電効率(%LHV)=ボイラー効率×タービン発電熱効率 燃料別標準熱量 灯油:34.87MJ/l、軽油:35.81MJ/l、A重油:37.14MJ/l、C重油:40.85MJ/l LPG:46.99MJ/kg、都市ガス:40.32MJ/m³ N、LNG:49.14MJ/kg</p>								灯油 (l/kWh)	軽油 (l/kWh)	A重油 (l/kWh)	C重油 (l/kWh)	LPG (kg/kWh)	都市ガス (m ³ /kWh)	LNG (kg/kWh)	ディーゼルエンジン	0.25	0.25	0.24	0.22	—	—	—	ガスエンジン	—	—	—	—	0.23	0.26	0.21	ガスタービン	0.41	0.40	0.38	0.35	0.29	0.35	0.28	コンバインドサイクル	0.23	0.22	0.22	—	0.17	0.20	0.16
	灯油 (l/kWh)	軽油 (l/kWh)	A重油 (l/kWh)	C重油 (l/kWh)	LPG (kg/kWh)	都市ガス (m ³ /kWh)	LNG (kg/kWh)																																								
ディーゼルエンジン	0.25	0.25	0.24	0.22	—	—	—																																								
ガスエンジン	—	—	—	—	0.23	0.26	0.21																																								
ガスタービン	0.41	0.40	0.38	0.35	0.29	0.35	0.28																																								
コンバインドサイクル	0.23	0.22	0.22	—	0.17	0.20	0.16																																								

2. 燃料単価						
灯油 (円/l)	軽油 (円/l)	A重油 (円/l)	C重油 (円/l)	LPG (円/kg)	都市ガス (天然ガス) (円/m ³ N)	LNG (円/kg)
101	116	92	73	167	78	64

(備考)燃料単価については、各種公表資料より直近価格と直近3ヶ月の変動率を乗じて算定。

別表2. 補助対象経費の区分

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、設計費等
設備費	補助事業の実施に必要な機器・設備の購入、修理費、製作費、改良費、据付費、修繕費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事費

※なお、過剰設備、予備設備は対象外とする。

7. 補助率

①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業の場合※:1/2

②上記①以外の場合:1/3

なお、補助金は補助対象経費に補助率を乗じた額が5億円を超えない範囲とする。

(※)中小企業については、以下のような取扱とする。

- ・複数により申請する場合は、構成される全ての申請者が①の中小企業の要件に該当しない場合は1/3の補助率とする。
- ・大企業から出資を受けている以下のいずれかに該当する「みなし大企業」の場合は、1/3の補助率とする。
 - ✓ 発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
 - ✓ 発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有している場合
 - ✓ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている場合

8. 交付要件

以下の要件に適合する場合に限り補助金を交付する。

(1)電気事業者へ電気を供給する事業

- ① 平成23年8月31日までに、合計500kW以上の自家発電設備の増出力及び新增設について運転を開始すること。ただし、交付決定後に、申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合には、その事由について考慮する場合がある。
- ② 運転開始後から平成24年2月29日まで合計500kW以上、1日8時間以上、最大限の日数で

の稼働を行うこと。(電力需給の状況等によっては、必要となる稼働時間、日数が変動する可能性がある)

- ③ 電力会社との供給契約の締結がされている又は、運転開始までに供給契約の締結が確実であること。
- ④ 合計500kW以上の増出力等が可能であることを証明できること。
- ⑤ 電力会社への供給量(電力、電力量、供給時間)、それに使用した燃料費について証明できること。
- ⑥ 国や団体等からの他の補助事業や委託事業と重複していないこと。

(2) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

- ① 平成23年8月31日までに、合計500kW以上の自家発電設備を新規設置し、運転を開始すること。ただし、交付決定後に、申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合は、その事由について考慮する場合がある。
- ② 運転開始後から平成23年9月30日までで、500kW以上、1日8時間以上、最大限の日数での稼働を行うこと。なお、今冬も、同様の協力を求める可能性がある。(電力需給の状況等によっては、必要となる稼働時間が変動する可能性がある)
- ③ 新たな設備設置や休廃止設備の再稼働により新增設、増出力される発電機の定格出力の合計が500kW以上となることを証明できること。
- ④ 発電量(電力、電力量、発電時間)について証明できること。
- ⑤ 国や団体等からの他の補助事業や委託事業と重複していないこと。

9. 公募の方法

ホームページ等を通じて補助金申請者に対して、一般公募を行う。

10. 公募期間

平成23年5月6日(金)～5月23日(月)(必着)

11. 申請方法及び交付決定

(1) 申請方法

① 申請者

補助金の交付を希望する者(以下、申請者という)は、②で定める申請書類を作成し、東北経済産業局及び関東経済産業局の担当課に対して、募集期限までに申請すること。

なお、複数の者が共同で事業を行う場合は、連名のうえ代表者が申請を行うこととする。

② 申請書類

別紙の計画書(様式1)に必要な事項を記載のうえ対象の事業別に以下の書類を添付すること。なお、審査の過程において、追加資料の提出を求められることがある。

(i) 電気事業者へ電気を供給する事業

- ・申請者の概要(資本金、株主構成、従業員数、主たる業種)に関する書類
- ・発電設備の発電能力を証明する書類(電気工作物の届出写しなど)
- ・電力供給(予定を含む)を証明する書類(供給契約書など)
- ・平成23年8月31日までに運転を開始し、合計500kW以上の増出力等が可能であることを証明する書類(運転管理日誌など)
- ・運転開始後から平成24年2月29日まで合計500kW以上、1日8時間以上、最大限の日数での稼働が可能であることを証明する書類(運転計画など)
- ・電力会社への供給量(電力、電力量、供給時間)、それに使用した燃料費の管理に関する書類(運転管理体制など)

<電力供給するために設備工事費が必要な場合は以下の書類を添付すること>

- ・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)
- ・設備工事の工事計画

(ii) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

- ・申請者の概要(資本金、従業員数、主たる業種)に関する書類
- ・発電設備の発電能力を証明する書類(電気工作物の届出写しなど)
- ・平成23年8月31日までに運転開始する、新たな設備や休廃止設備の再稼働により新增設、増出力される発電設備の定格出力の合計が500kW以上となることを証明する書類。
- ・運転開始後から平成23年9月30日までで、500kW以上、1日8時間以上、最大限の日数での稼働を証明する書類(運転計画など)
- ・発電量(電力、電力量、発電時間)の管理に関する書類(運転管理体制など)
- ・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)
- ・設備工事の工事計画

(2) 交付決定

① 交付決定の方法

以下の評価基準に基づき審査し、交付決定を行う。

(i) 電気事業者へ電気を供給する事業

- ・上記8. 交付要件のすべての要件に適合しているか。
- ・夏期のピーク需要時間帯など電力系統への電気の供給が必要な場合に確実に供給できるか。
- ・電力需給対策の取組として効果的な内容か。
- ・補助金によりどの程度の供給力の増加が見込まれるか。
- ・補助金による費用対効果は十分に期待できるか。
- ・電力会社への電気の供給量や使用した燃料量について確実に管理、証明が出来るか。
- ・新增設、休廃止設備の再稼働にかかる設備設置費、修繕費は事業の実施に十分であり、かつ経済

性が認められるか。

(ii) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

- ・上記8. 交付要件のすべての要件に適合しているか。
- ・夏期のピーク需要時間帯など需要抑制が必要な場合に確実に運転できるか。
- ・電力需給対策の取組として効果的な内容か。
- ・稼働日数は十分か。
- ・補助金によりどの程度の自家消費への供給力の増加が見込まれるか。
- ・補助金による費用対効果は十分に期待できるか。
- ・発電実績について確実に管理、証明できる体制か。
- ・自家発電を運転することにより、事業活動への効果が期待できるか。特に、製造業の場合には、以下の条件のいずれかに該当するか。
 - (a) 土日シフト、夜間シフトなど操業体制の変更等の努力を行ったとしても、電力の使用抑制により生産及び生産設備に大きな影響があるか。
 - (b) サプライチェーン上で、重要な位置付けにあるか(当該企業の生産レベルの低下が、自動車や産業機械、エレクトロニクス等の最終製品生産レベルに直接の影響が出る企業)。
 - (c) 国民の生命・健康に直接関係する製品(医療機器、医薬品等)の生産を行っているか。
- ・新增設、休廃止設備の再稼働にかかる設備設置費、修繕費は事業の実施に十分であり、かつ経済性が認められるか。

②結果の通知

交付決定の結果については、申請者に対して、速やかに通知を行う。交付決定の採択者は、交付要綱に基づき、補助金交付の係る手続きを速やかに行うこととする。

12. その他

- ① 補助金の支払いは、事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなる。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、概算払いの場合もある。
- ② 補助事業の進捗状況確認のため、中間検査に入ることがある。
- ③ 補助事業終了後の補助金額の確定にあたり、補助対象設備や帳簿類が確認できない場合については、当該費用については補助対象外となる。
- ④ 交付額の確定については、燃料費の場合は燃料の使用量、購入金額の実績額と交付決定額のどちらか低い金額が交付額となる。設備工事費についても、交付決定額と実績額とでどちらか低い金額が交付額となる。
- ⑤ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に違反する行為等(例:他の用途への無題流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがある。

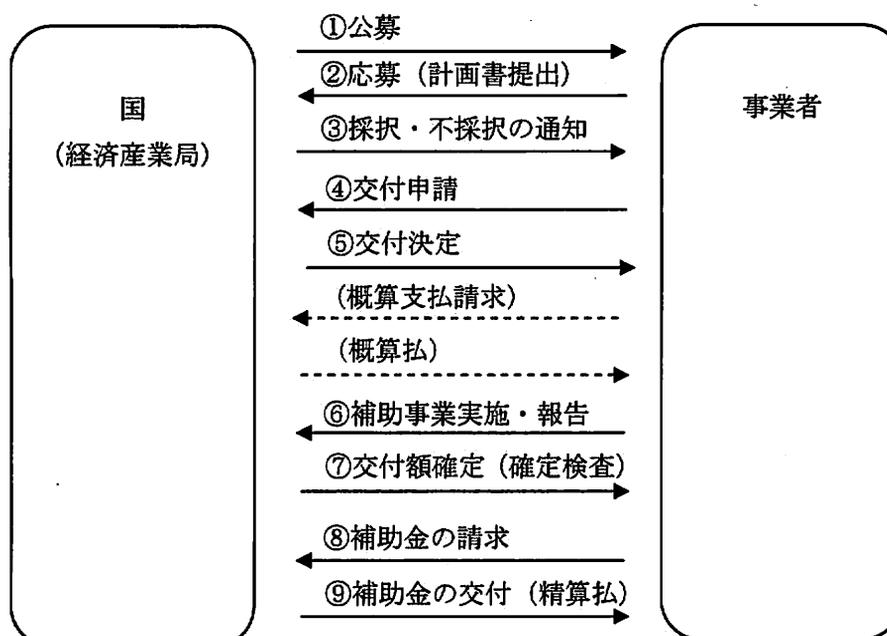
13. 受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する区域
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 開発計画課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 Tel:022-221-4941	東北電力株式会社の供給区域内
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 Tel:048-600-0381	東京電力株式会社の供給区域内

(補助制度全体にかかる問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 Tel:03-3501-2503

手続きの概要



様式第 1

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住 所
 (申請者) 名 称
 代表者名 印

(注) 共同申請する場合は、代表者が申請者として記載

平成 2 3 年度自家発電設備導入促進事業費補助金計画書

自家発電設備導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1. 申請者の概要

名称		代表者	
資本金	千円	従業員	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
担当者名		担当者連絡先	

(注) 共同申請する場合は、全ての申請者を列記すること。

2. 申請しようとする補助事業の種類

3. 国や団体等からの他の補助事業や委託事業との重複の有無

4. 交付対象となる自家発電設備の概要

自家発電設備の種類			
自家発電設備の出力			
使用燃料種			
自家発電設備の設置場所			
予定される増出力等	kW		
供給 (運転) 計画	供給 (運転) 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	供給 (運転) 出力	〇〇時 ~ 〇〇時 〇〇〇kW	
供給 (運転) 電力量 (A)	kWh		

(注) 新設の場合は、予定される自家発電設備を記載すること。

5. 補助金申請予定額（上限：5億円）

電気の供給に要する燃料費 (E)	新增設等に要する設備工事費 (H)	合計 (E+H)
円	円	円

(1) 電気の供給に要する燃料費

kWh 当たりの燃料使用量 (B)	kl,kg, m3N/kWh (蒸気タービンの場合は、別紙に算出根拠を添付すること)
燃料単価 (C)	kl,kg,m3N/円
補助率 (D)	
補助金の額 (E) (A×B×C×D)	

(2) 新增設等に要する設備工事費

設備工事の種類	新設・増設・改修・修繕・移設	
設備工事費 (F)	設計費	円
	設備費	円
	工事費	円
	諸経費	円
	合計	円
補助率 (G)		
補助金の額 (H) (F×G)	円	

(注) 設備工事費の積算の根拠資料を添付すること。

6. 補助事業により期待される効果

--

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 1

平成 23 年 5 月 〇〇 日

〇〇経済産業局長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県△△市××

(申請者) 名 称 〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

平成 23 年度自家発電設備導入促進事業費補助金計画書

自家発電設備導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1. 申請者の概要

名称	〇〇〇〇株式会社	代表者	〇〇 〇〇
資本金	2,000 千円	従業員	200 人
主たる業種	部品製造業	設立年月日	昭和〇〇年〇月〇日
担当者名	〇〇課 〇〇〇〇	担当者連絡先	*** (***) *****

2. 申請しようとする補助事業の種類

電気事業者へ電気を供給する事業

3. 国や団体等からの他の補助事業や委託事業との重複の有無

無し

4. 交付対象となる自家発電設備の概要

自家発電設備の種類	ディーゼルエンジン		
自家発電設備の出力	2,000 kW		
使用燃料種	A重油		
自家発電設備の設置場所	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場内 (〇〇県△△市××)		
予定される増出力等	1000kW		
供給(運転)計画	供給(運転)期間	平成23年7月1日~平成24年2月29日	
	供給(運転)出力	8時~20時 1,000kW	
供給(運転)電力量(A)	1,440,000kWh(1,000kW×12h×120日)		

5. 補助金申請予定額（上限：5億円）

電気の供給に要する燃料費 (E)	新增設等に要する設備工事費 (H)	合計 (E+H)
15,897,600 円	1,425,000 円	17,322,600 円

(1) 電気の供給に要する燃料費

kWh 当たりの燃料使用量 (B)	0.24 kl/kWh (蒸気タービンの場合は、別紙に算出根拠を添付すること)
燃料単価 (C)	92 kl/円
補助率 (D)	1/2
補助金の額 (E) (A×B×C×D)	15,897,600

(2) 新增設等に要する設備工事費

設備工事の種類	新設・増設・ 改修 ・修繕・移設	
設備工事費 (F)	設計費	100,000 円
	設備費	2,000,000 円
	工事費	700,000 円
	諸経費	50,000 円
	合計	2,850,000 円
補助率 (G)	1/2	
補助金の額 (H) (F×G)	1,425,000 円	

6. 補助事業により期待される効果

本年7月から来年2月末まで、余剰電力1000kWを8時から20時までの12時間分、〇〇電力に供給することとしており、特に夏期の供給力として期待できる。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。